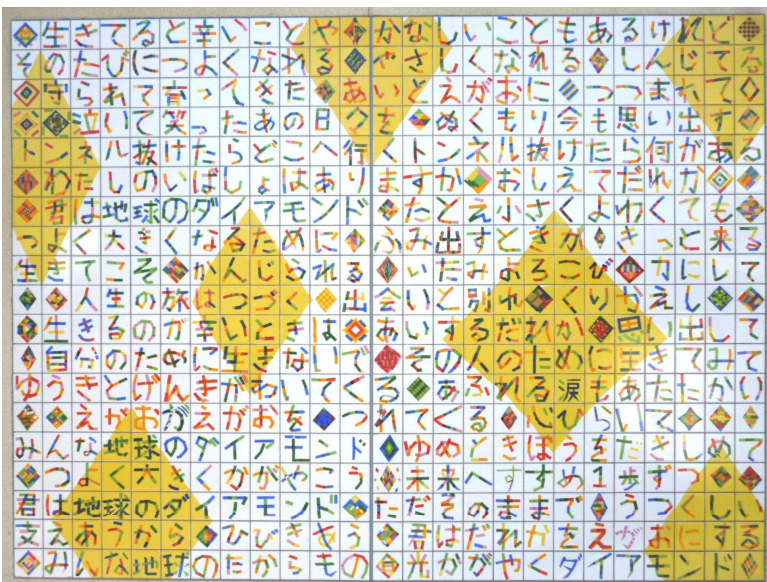
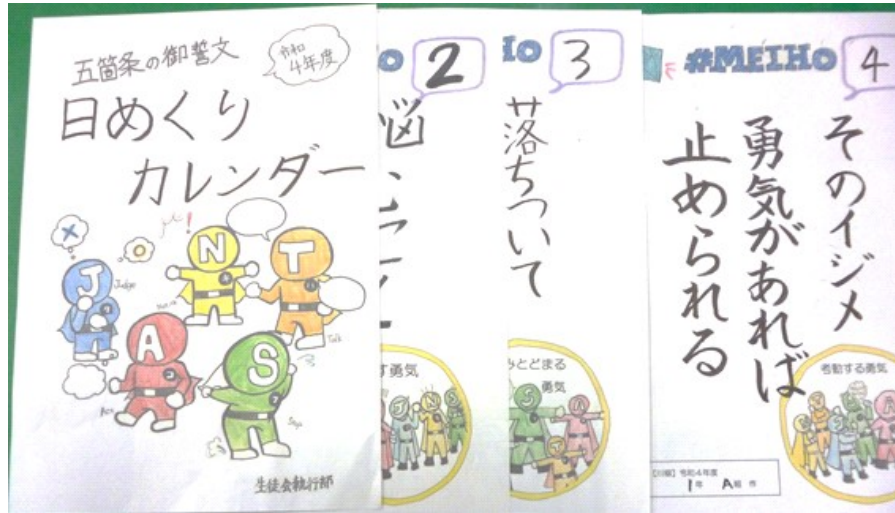


令和5年度

明豊中学校いじめ防止基本方針



「自分自身を大切にするとともに、他の人を大切にすること」のために

1 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

本校では、平成25年7月に起きた、悲しい出来事の原因の一つがいじめであるととらえている。今後、二度と同じことが起きないように、亡くなった生徒の保護者から学校に伝えられた、「生徒に、自分自身を大切にするとともに、他の人を大切にしてほしい」という言葉を真摯に受け止め、平成26年度以降、自分自身を大切にするとともに他の人を大切に生徒を育てることを目指している。なお、生徒が「自分の大切さとともに、他の人の大切さを認めること」ができるようになることとは、学校における人権教育の目標である。(文相：人権教育の指導方法等の在り方について<第3次とりまとめ>)

そして、平成27年度より、保護者・地域・教職員の「つながり」を基盤として生徒の指導にあたり、その上で生徒同士が「仲間」や「学級」とのつながりを豊かにしていくことを目指している。

教職員が取り組むことは、いじめの未然防止につながるいじめが起きにくい環境づくりと、いじめの早期発見、いじめが発生した際に関係生徒及び関係機関等への対応が主である。

しかし、「いじめのない学校づくり」を進めるためには、生徒自身が主体的に考え、目の前のいじめに気付く、そして自ら行動に移せるようになることが大切である。そこで、今後、いじめをなくすための、生徒による学校全体への主体的な取り組みが広がり、「気付き」から「行動」につながるような働き掛けを進めていくことで、「いじめをなくす」「いじめに打ち勝つ」生徒が育つと考える。生徒がいじめ防止に主体的に取り組むことによって身に付けた力は、将来にわたり経験するであろう様々なトラブルを解決することができる、生きる力へとつながると考える。

このように明豊中学校に関わる全ての教職員・生徒・保護者・地域の心が一つにつながり、いじめ問題に取り組み、また、本市学校教育の努力目標である「ともに学び 自分らしく生きる」の実現を目指して、以下の点を旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

いじめは、全ての生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければならない。

また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがあってはならない。そのためにいじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、教育委員会・学校・家庭・地域・その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服するという強い決意で行われなければならない。

学校は、いじめを受けた生徒を徹底して守り通す責務を有し、いじめを助長することはもとより、いじめを認識しながら、これを隠蔽し、放置するようなことが決してあってはならない。

2 校内体制

- 学校は、いじめ防止のため、いじめが起きにくく、いじめを許さない環境づくりのためにいじめが発生した場合の対応やいじめ防止のための指導計画を示し、人権の視点を取り入れた教育活動を推進する。
- 校長をいじめ防止対応の責任者とし、「いじめ防止・対応委員会」を中心として教職員間の緊密な情報交換や共通理解の徹底を図り、一致協力して対応する体制で臨む。
- 「いじめ等対策委員会」は、週1回や緊急な場合など必要に応じて開催するとともに、開催したときは議事録を作成する。その際、会は他の会と重ならないよう単独で開催する。
- いじめが生じた際には、学級担任等の特定の教職員が抱え込むことなく、多様な専門性を持った職員が多面的に関わるなど学校全体で組織的に対応する。
- 「いじめ等対策委員会」の構成員
校長・教頭・教務主任・特別支援学級主任・生徒指導主事・養護教諭・学年生活係・当該生徒の担任・部活動顧問・なごや子ども応援委員会（※以下、本校では、「MP(明豊パートナー)」と呼ぶ）
- 機動的で柔軟な対応ができよう、教務主任を情報の「集約担当」とする。
- 平成26年度に本校に設置された、MPのスタッフによる専門的な見地からの積極的なアプローチをいじめ防止等の対策に取り入れ、生徒が抱える問題の兆候の早期発見や事象への個別支援につなげる。
また、平成28年度より、子ども応援委員会コーディネーターを（※以下、本校では、「MPCD」と呼ぶ）位置付け、更に教職員とMPとの連携を強化して生徒への指導にあたる。

《人権の視点を取り入れた教育活動の推進》

学校全体の全ての教育活動に人権の視点を取り入れ、以下の4分類の人権教育に取り組み、その中でいじめ防止に関わる教育活動を推進していく。

①人権としての教育

- 「教育を受けること自体が人権である」として、教育の機会を保障した、自己実現できる主体的な力を育成する教育
 - ・ 子どもの実態を見詰め、手立てを考える実践
 - ・ 教育環境の整備
 - ・ 基礎学力の習得及び学力向上の実践
 - ・ 4感覚を磨く実践
 - (1) <安心できる(包み込まれ感覚)>
 - (2) <出番がある(社交性感覚)>
 - (3) <頑張ればできる(勤勉性感覚)>
 - (4) <自分が好き(自己受容感覚)>

②人権を通しての教育

- 全ての学習活動を通して、子どもの人権が守られ、かけがえのない存在として活躍できる場が与えられる教育
 - ・ 人権が尊重された教育の場の設定を通しての実践
 - ・ 子ども同士、教師と子ども、教職員同士それぞれが、様々な関わりを通して行う実践

③人権についての教育

- コミュニケーションスキルなどの人権感覚についてや、人権に関わる具体的な課題について学ぶ教育
 - ・ 人権課題に関わる学習
 - ・ 人権感覚の涵養

④人権のための教育

- 全ての人々の人権が尊重される社会を担い得る人間として、成長できる生徒を育成するための教育
 - ・ 生徒会活動
 - ・ 人権週間
 - ・ 具体的な実践活動

- 3 積極的認知に向けた教職員一人一人の心構え
 - ・ 教職員一人一人が多様な背景をもつ生徒の理解と配慮を含めた人権感覚を互いに磨き合う。
(互いに磨き合うための研修資料を作成し、MPを含めた全ての教職員で共有する。)
 - ・ 教職員の言動が、生徒を傷付けたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
 - ・ いじめの認知の判断基準については、加害行為の「継続性」「集団性」「一方的な力関係の有無」「深刻度」などの要素によりいじめの定義を限定して解釈することがないようにする。
 - ・ 生徒と触れ合う時間をできる限り多く取る。
 - ・ 生徒の話に耳を傾け、親身になって対応し、生徒が何でも相談できる信頼関係を築く。
 - ・ いじめ防止対策推進法第2条のいじめの定義に従って、積極的に認知する。
 - ・ いじめを見逃ごしたり、気付きながら見逃したり、相談を受けながら対応を先延ばしにしたりしない。認知したいじめは、必ずいじめ等対策委員会に報告する。
 - ・ いじめ(特に、暴力を伴わないいじめ)は、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、ささいな兆候であっても、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知し、指導につなげる。
 - ・ 暴力的な行為など「目に見えるいじめ」を目撃した場合は、速やかに止めるなどの指導を最優先させる。
 - ・ いじめの解消は、国の基本方針にのっとり、少なくとも、いじめが止んでいる状態が3か月以上継続し、いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないと認められる場合において初めて判断する。
 - ・ 部活動は、スポーツ庁・文化庁のガイドライン等も踏まえて実施する。
- 4 未然防止の取り組み
 - ・ 学校の教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての生徒に提供し、生徒の自己有用感が高まるよう努める。
 - ・ 生徒の心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
 - ・ 集団の一員としての自覚や自信を育むとともに、互いの違いを認め合うことにより多様性を認める。多様性の中で相互に補い合っていく中で、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。
 - ・ 上記の内容について学校および生徒の実態を踏まえながら、MPと協働して企画・計画・実践を進める。

(1) 授業づくり

- ・ 生徒が、自らの可能性を最大限に伸ばし、人生をたくましく生きていくことができるよう、生徒主体の授業づくりに取り組む。
- ・ 生徒一人一人の興味・関心や能力、進度に応じた個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実による授業を推進する。
- ・ 安心して学びに向かう環境づくりのため、「対話」を重視し、「主体的で対話的な学び」になるよう、教師一人一人の授業力向上に努める。
- ・ 授業参観等により、互いの授業を見合う機会を位置付けるよう努め、教科の観点からだけでなく、生徒指導の観点から授業を参考にし合うようにする。

(2) キャリア教育の充実

- ・ 自己理解・他者理解を通して、将来どのような生き方をし、どのように社会に貢献し、どのような生きがいを得るのかを考えるキャリア教育の取組を進める。

(3) 道徳・人権教育

- ・ 道徳教育の実践を通して、豊かな心の育成を図る。特に、「一人一人を大切にす」「相手の立場になって考える」「自分がされたくないことは相手にもしない」等、他を思いやる心、自他の生命を大切にする心を育むとともに、「死ね」「うざい」「きもい」など、人権意識に欠けた言葉遣いに対する指導の徹底に努める。

活用資料：「いじめ防止教育プログラム」「人権教育の手引き」「学校における人権教育をすすめるために～実用編～」「人権教育の手引き～みんなで学ぶ人権ワーク集～実践編」

(4) 集団づくり

- ・ 社会体験や交流体験の機会を計画的に配置し、他の生徒や大人との関わり合いを通して、生徒が自ら「人と関わることの喜びや大切さ」に気付いたり学んだりする機会を設定する。
- ・ 一人一人の生徒が活躍できる学校生活をつくることのできる場や機会を設定し、生徒の自己有用感の育成を図る。
- ・ 単に生徒が何かを体験すればよい、生徒同士が交流をすればよい、といった意識ではなく、生徒の年齢や発達段階に応じた集団の一員としての自覚や態度、資質や能力を育むために、多様性を認め合い、「友達のよさに目を向け、積極的に認め合う活動」「グループや学級全体で助け合い、共通目標を達成する活動」など、道徳科の授業はもとより、学級活動、生徒会活動等の特活活動において、生徒の創意や工夫に富んだ主体的な活動の場や機会を設定する。
- ・ 生徒会の取組において、「なごやINGキャンペーン」「いじめ防止教育・自殺予防教育」等の機会を生かし、生徒自身が、いじめの問題を自分たちの問題として受け止める、そして、自分たちでできることを主体的に考えて行動できるよう働きかける。
- ・ 短時間グループアプローチ（明豊タイム）を「子どものソーシャルスキルと自己有用感を育み、ストレス反応を抑制する」という視点で年間14回実施し、「かかわりの力」を育む機会を設定する。

-- 主な取り組み・活動例 -----

《学校全体での取り組み・活動》

「全校道徳」「花いっぱい運動」「命の行事」「愛さつ隊」

「なごやINGキャンペーン」「思いやり清掃」「明豊タイム」

「SNS教室」「人権標語」など

《各学年での中心となる取り組み・活動》

【1年生】「学年行事」「命の講演会」「保護司講演会」

【2年生】「学年行事」「思春期学習」「職場体験」「稲武野外学習の自然体験活動」「いじめについての探求学習」

【3年生】「学年行事」「修学旅行での物作り体験活動」「社会に存在する人権問題の探求学習」

【特別支援学級】「野菜・花等の栽培」「職場体験」
(各学年の活動に準じて実施する)

《地域での中心となる取り組み・活動》

「学区夏祭りボランティア」「学区クリスマス会ボランティア」など

(5) 教育相談

- ・ 気軽に相談できる存在があることを知らせるために、1学期にMP全員面談を全学年で実施する。

(6) 生徒会としての取り組み

生徒会の取り組みとして、「7月10日（命の行事）」「なごやINGキャンペーン」「人権週間」等の機会を生かし、生徒自身が、いじめの問題を自分たちの問題として受け止めること、そして、自分たちでできることを主体的に考えて行動できるよう働き掛ける。

平成26年度は、生徒会を中心に、生徒自身がいじめと向き合い、生徒自身の手でいじめをなくしていくための取り組みを行った。まず、生徒会がいじめに関するアンケートを実施した。また、いじめについて各学級で話し合いをした。それらをリーダー会が集約し生徒会執行部が生徒の声としてまとめていった。さらに、いじめをなくしていくためのスローガンを生徒会と教職員やMPがともに考え、何度も検討を重ねた。

7月10日の「命の行事」で生徒会は「聞かせて みんなの声」としてまとめたものを発表し、「明豊五箇条の御誓文」を提案した。これは、被害者・加害者・観衆・傍観者という「いじめの四層構造」のそれぞれの立場からいじめに立ち向かう勇気を決意したものである。今後いじめによって悲しい思いを二度としないための、我々明豊中学校の全生徒・全教職員の誓いでもある。

また、平成27年度には、「命の大切さ」に向き合う中から感じてきた思いを、未来の明豊生につなげていきたいと考え、「明豊つながりの歌」として、「地球のダイヤモンド」を制作した。この歌は、当時の明豊生・教職員・亡くなった生徒の保護者から歌詞にしたいフレーズを募集し、それを基に全盲のソプラノ歌手である大石亜矢子さんに作詞・作曲を依頼して完成したものである。

そして、平成28年度からは、「明豊五箇条の御誓文」（いじめ防止）、「地球のダイヤモンド」（命の大切さ）を基にした取り組み、令和3年度からは、「めいほう魂」（仲間とのつながり）の活動を加えて、3年一巡で毎年行っている。

明豊五箇条の御誓文

～勇気をもって～

一、話す勇気

一人で悩まないでだれかに相談しよう

一、踏みとどまる勇気

暴言・暴力に頼らないようにしよう

一、考動する勇気

周りに流されないようにしよう

一、気づく勇気

見て見ぬふりをせず、心の声に耳を傾けよう

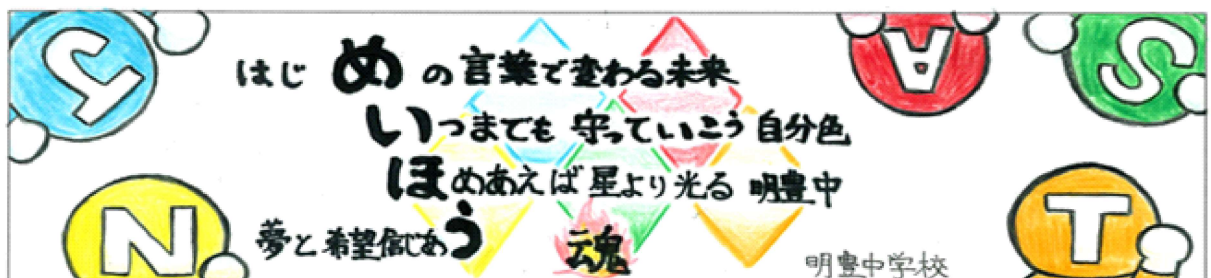
一、正しい判断をする勇気

他人の目ではなく、自分の心と向き合おう

平成26年7月10日 名古屋市立明豊中学校生徒会



地球のダイヤモンド



めいほう魂

5 早期発見の取り組み

学級や部活動など、学校生活すべての場において、生徒をきめ細かく見守る。いじめの早期発見のために、日常的な観察とともに、質問紙によるアンケート調査、教育相談等における面談、「つぶやきノート」の活用などを計画的に行い、日常の生徒の様子を把握する。また、MPと定期的に口頭並びに書面による情報交換を行うことで早期発見に努める。

更に、下記の具体的な取り組みの他に、MPと定期的に情報交換を行ったり、MPの専門性を生かした生徒の実態を把握するための手立てを取り入れたりするなどの取り組みについても検討しながら実践を進める。

(1) 日常的な観察

- ・ 日頃から生徒との触れ合いを多くして、生徒一人一人の交友関係、行動、思考の特徴をよく理解するようにし、いじめの兆候、生徒が示すサインを見逃さないようにする。

(2) 「ウェブ版学校生活アンケート」

- ・ 学級集団づくりに活用する中で、結果として表れる「学級での満足度」「学校生活における意欲」「ソーシャルスキルの定着具合」を基に、状況によって即時に、生徒個々へ対応する。

(3) 定期的なアンケート調査

- ・ 月はじめの「心のアンケート」の実施により、誰が加害者か被害者かとは関係なく、いじめの有無や程度を定期的に把握し、適切な対応を迅速に行うとともに、未然防止の取り組みの評価・改善につなげる。

(4) 緊急的なアンケート調査

- ・ 重大事態が生じたときなど、事実関係を把握する必要がある場合は、緊急的にアンケート調査を行う。

(5) 教育相談

- ・ いじめの被害者は「全力で守る」という学校・教職員の姿勢・決意を示す。他の生徒のいじめについて見聞きした場合は、勇気をもって相談するよう呼び掛けるとともに、情報の発信元は絶対に明かさないと伝えておく。
- ・ 転入時においては、学級担任以外にスクールカウンセラーや養護教諭などに個別に引き合わせるようにする。
- ・ (2)(3)でのアンケート調査の結果等を基に、全ての生徒を対象として、1年に3回、教育相談週間を設ける。

(6) 「つぶやきノート」

- ・ 教師に対して、積極的なアプローチができない生徒の様子をつかむため、教師と生徒の交換日記「つぶやきノート」を毎日点検し、生徒のつぶやきから心の様子を把握する。

(7) 保護者・地域との連携

- ・ 保護者に対しては、日頃から生徒の良い点や気になる点、様子の変化など、学校の様子について連絡するように努めるとともに、生徒について気になることがあれば速やかに学校に連絡していただくよう依頼しておく。
- ・ 地域に対しては、「いじめ・問題行動等防止対策連絡会議」「学区の連絡協議会」の場等を活用し、生徒について気になることがあれば速やかに学校に連絡が入るよう依頼しておく。

(8) 相談機関紹介カード「あったかハート」の配付

- ・ 年度当初に、全生徒に配布し、各相談機関について周知する。
- ・ 生徒手帳やかばん等に入れておくなど、いつでも見ることができるよう指導する。

(9) SNS相談

- ・ 相談する先が24時間365日あることを生徒に周知し、アクセスコードを配布する。また、学習者用タブレット端末を使って、SNS相談の体験活動をさせる。

- 6 いじめに対する措置（いじめの重大事態・警察との連携を含む）
- ・ 特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。
 - ・ 教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、教育委員会・関係機関等と連携し、対応に当たる。とりわけ、児童虐待や重大ないじめ、自死などにつながる恐れのあるハイリスクな要因を抱えた生徒に関しては、早期発見
 - ・ 早期対応の上で、関係機関との連携を図る。
 - ・ 生徒の個人情報等の取扱い等、プライバシーには十分に留意する。
- (1) いじめの発見時や相談・通報を受けたときの対応
- ・ 遊びや悪ふざけ、複数で一人を囲んでいる状況など、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり注意したりする。
 - ・ 生徒や保護者からの訴えに対しては、軽視したり後回しにしたりせず、真摯に傾聴し、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には早い段階から的確に関わりをもつようにする。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
 - ・ いじめ行為を発見したり通報を受けたりした教職員は、一人で抱え込まず、速やかに「いじめ防止・対応委員会」に報告し、情報を共有する。
 - ・ 「いじめ等対策委員会」を中心として、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行い、いじめの認知・判断をする。
 - ・ 以下のような「重大事態」については、直ちに教育委員会に報告し、調査に着手する。

- 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある」
 - ・ 生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合
- 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある」
 - ・ 30日を待たず、1週間をめぐりに連絡し概要を報告する。

- ※ 「いじめを受けた生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じた」と申し立てがあったとき（人間関係が原因で心身の異常や変化を訴える申し立て等の「いじめ」という言葉を使わない場合を含む）
- ・ 状況に応じて、所轄警察署・法務局・児童相談所など、関係機関との連携を図る。
- (2) いじめを受けた生徒又はその保護者への支援
- ・ 「複数の教職員で見守る」「いじめた生徒を別室で指導する」など、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、安心して学校生活を継続するよう伝える。
 - ・ 上記の対応によっても、いじめられた生徒が学校を欠席せざるを得ない状況が続く場合には、学習の支援など、いじめられた生徒及びその保護者の心情に寄り添いながら支援する。
その際、「出欠席の取り扱い」「内申も含めた成績への影響」について、いじめられた生徒に不利益が生じないことを初期段階から説明するよう配慮する。
 - ・ 当該事案に気づき次第直ちに、いじめを受けた生徒及びその保護者の要望・意見等を聴き取る。その際、誰がいじめを受けた生徒・保護者の聴き取りを行うかについては、いじめを受けた生徒・保護者の意向を尊重する。
 - ・ 学校は、いじめを受けた生徒、及びその保護者の「知る権利」を尊重し、いじめの疑いのある事案の背景・経過・事実関係等に関する調査結果その他の事案関連情報の開示及び説明を積極的に行う。
 - ・ 保護者には、電話連絡だけでなく、家庭訪問等により、その日のうちに事実関係を伝える。
 - ・ 状況に応じて、MPや外部専門家の協力を得る。
 - ・ MPに対して、いじめを受けている生徒への個別の安全確保、警察と連携した対応の窓口を担うようSPによる支援の要請を行う。
 - ・ 犯罪行為に該当するもの、あるいは強く疑われるものは、教育委員会に一報するとともに警察へ相談又は通報する。

- (3) いじめた生徒への指導又はその保護者への助言
- ・ いじめは人格を傷付け、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
 - ・ 迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、いじめを行った生徒を別室で指導する等、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう、保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
 - ・ いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の健全な人格の発達に配慮する。
 - ・ いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、「特別の指導計画による指導」のほか、「教育委員会との判断による出席停止」、「警察との連携による措置」も含め、毅然とした対応をする。
- (4) 集団への働きかけ
- ・ 傍観者に対しては自分の問題として捉えさせ、観衆に対してはいじめに加担する行為であることを理解させる。
 - ・ 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
 - ・ いじめの解消とは、謝罪のみで終わるものではなく、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻すことをもって判断するようにする。
 - ・ 全ての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。
- (5) ネット上のいじめへの対応
- ・ 名誉毀損やプライバシー侵害等、不適切な書き込み等については、教育委員会に一報するとともに所轄警察署・関係機関に相談し、直ちに削除する措置をとる。
 - ・ 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
 - ・ 警察、法務局、関係業者等の専門家を講師とした講演会を実施したり、相談機関の窓口や関係機関が実施する取り組みを折を見て周知する。
 - ・ パスワード付きサイトやSNS、スマートフォンや携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、学校における情報モラル教育の充実を図る。
 - ・ 保護者に対しても、情報モラルに関する講演会等の実施や「情報モラル啓発資料」の活用を通して、現状について理解を求めるとともに、家庭における

7 MPとの連携

MPCD（なごや子ども応援委員会コーディネーター）を中心として、協働を図り、未然防止および早期発見の取組を進めるとともに問題の解決に努める。

8 校内研修の実施

いじめ対策検討会議報告や生徒指導提要を活用する等、いじめ防止等のための対策に関する校内研修を学期に1回は実施し、教職員の資質向上に努める。

9 学校評価の実施

学校は、より実効性の高い取組を実施するために、PDCAサイクルに基づき、策定した「学校いじめ防止基本方針」の見直しを必要に応じて行う。また、いじめの防止等のための対策に関わる取組等について自己評価を行い、学校関係者評価と合わせて、その結果を公表する。

◆ いじめが発生した場合の対応の流れ ◆

直接目撃した

(暴力行為、からかい、死ね等の言葉など)

通報・相談を受けた

(本人、他の生徒、保護者などから)

その場で制止・指導

軽視・見て見ぬふりしない

真摯に傾聴

軽視・後回ししない

「いじめ等対策委員会」へ、事実を迅速・正確に報告

校長・教頭・教務主任（子ども応援委員会コーディネーター）・特別支援学級主任・生徒指導主事・養護教諭・学年生活係・当該生徒の担任・当該生徒の部活動顧問・MP（SC、HP、SSW、SP、SS）

◆情報の共有

◆対応策の検討・協議・決定

◆関係生徒に関する情報収集

◆関係生徒等への事情聴取

◆いじめの有無の確認

いじめの認知・判断

重大事態

◇病院搬送等応急処置
◇教育委員会への一報
◇警察・法務局等への相談通報（校長・教頭）
◇緊急アンケートの実施（教務主任・生徒指導主事）
◇他関係機関への一報

ネット

◇教育委員会への一報
◇警察・関係機関等への相談通報
◇委託業者へ相談（校長・教頭）

◆被害・加害生徒の保護者への連絡・家庭訪問（担任・学年主任）

◆被害生徒の安全確保・心のケア（養護教諭・MP）

◆加害生徒への指導・別室指導・心のケア等の措置（学年生活係・生徒指導主事・MP）

◆観衆・傍観者への指導（学年生活係・生徒指導主事・担任）

◆状況に応じた謝罪等の場の設定（教頭・生徒指導主事・担任）

◆客観的な事実（聞き取りの内容等）を、時系列で正確に記録

◆MPと連携

一定の解消

継続指導・経過観察

再発防止・未然防止の取り組み